

「デニムパンツ」商品形態・不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成 21(ワ)26662・平成 23 年 4 月 26 日（民 47 部）判決 請求棄却

【キーワード】

不競法 2 条 1 項 3 号，同条 5 項，商品形態の模倣，実質的同一（酷似），先行商品のデザイン，原告商品独自のもの

【事案の概要】

本件は，「SIGN DENIM PT」という名称のデニム素材のパンツ（以下「原告商品」という。）を製造，販売する原告が，被告商品は原告商品の形態を模倣したものであり，被告が被告商品を販売した行為は不正競争防止法（以下「不競法」という。）2 条 1 項 3 号の不正競争に該当すると主張し，被告に対し，同法 3 条 1 項に基づく被告商品の販売等の差止め及び同条 2 項に基づく被告商品の廃棄を求めるとともに，同法 4 条に基づく損害賠償として，2 億 0 4 4 5 万 4 8 0 0 円及びこれに対する不正競争の後である平成 2 1 年 8 月 2 2 日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 争いのない事実等（末尾に証拠を掲記した事実以外は，当事者間に争いが  
ない事実である。）

(1) 当事者

原告（株式会社エクシブ）は，アパレル商品の企画，製造，卸，販売等を業とする株式会社であり，「COCOLULU」というブランド名（以下「ココルル」という。）の商品の企画，販売等を行っている（甲 1）。

被告（株式会社しまむら）は，総合衣料品の販売等を業とする株式会社であり，「ショッピングセンターしまむら」などの衣料品の販売店舗を全国に展開している。

(2) 原告商品の製造，販売

原告は，原告商品のデザインを企画し，外部業者に製造を依頼して，平成 2 0 年 6 月 2 9 日から，原告の直営店舗などにおいて原告商品を販売している（甲 3 3 ~ 3 7）。

(3) 被告商品の製造，販売

被告は，株式会社サンフォード（以下「サンフォード社」という。）から被告商品を仕入れ，遅くとも平成 2 1 年 3 月ころから，被告が運営する「ショッピングセンターしまむら」において，被告商品を販売し又は販売のために展示している。

(4) 原告商品及び被告商品の形態

原告商品の形態は，別紙原告商品・被告商品形態表（以下「別紙商品形態

表」という。)の「原告商品(前身)」、「原告商品(前身・拡大)」、「原告商品(後身)」及び「原告商品(後身・拡大)」の写真及び図柄のとおりである。

被告商品1の形態は、別紙商品形態表の「被告商品1(前身)」、「被告商品1(前身・拡大)」、「被告商品1(後身)」及び「被告商品1(後身・拡大)」の写真及び図柄のとおりであり、被告商品2の形態は、同表の「被告商品2(前身)」及び「被告商品2(後身)」の写真及び図柄のとおりである。

## 2 争点

- (1) 被告商品の形態は、原告商品の形態を模倣したものか(争点1)
  - ア 被告商品の形態は、原告商品の形態と実質的に同一か(争点1-1)
  - イ 被告商品は、原告商品の形態に依拠して製作されたものか(争点1-2)
- (2) 被告は、被告商品が原告商品を模倣したものであることにつき善意かつ無重過失であったか(争点2)
- (3) 原告の損害(争点3)

### 【判断】

1 争点1-1(被告商品の形態は、原告商品の形態と実質的に同一か)について

- (1) 原告商品の形態と被告商品の形態の共通点及び相違点  
証拠(甲19, 20, 38, 39の1・2, 甲42, 乙1)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。
  - ア 原告商品の形態と被告商品の形態は、以下の点において共通する。
    - (ア) 被告商品1について
      - a 表面が「総柄」(商品全体にくまなく柄プリントが施されているもの)であり、米国の交通標識を想起させる円形, 三角形, 四角形, 六角形及びハート型の図柄が、不規則に隙間なく重なり合って配されている。
      - b 上記図柄の内部には、英語, 算用数字又は矢印を表記し、これらの英語等を白くしているものと周囲を白抜きにしているものとを、組み合わせている。
      - c 上記図柄は、「抜染」と呼ばれる、布地から色を抜く染色技術が用いられている。
      - d パンツの前面に、中央上部(ウェストバンド部分)に1個のボタン(ウェスト部を留めるボタン)を配置し、ポケットの部分に6個のリベット(向かって左側のポケットに4個, 同右側に2個)を配置している。

- e パンツの後面に、向かって右上（ウェストバンド部分）に、横長の長方形のパッチ（ラベル）が付けられている。
  - f デニム素材の丈の長いカジュアルパンツである。
- (イ) 被告商品 2 について
- a 上記(ア) a ないし e と同じ。
  - b デニム素材のカジュアルパンツである。
- イ 他方、原告商品の形態と被告商品の形態は、以下の点において相違する。
- (ア) 被告商品 1 について
- a 被告商品 1 の図柄に、原告商品の図柄と同一のものは用いられていない。
  - b 交通標識様の図柄の大きさは、原告商品が、丸型の図案が直径約 9 cm、箱型の図案が大きいもので約 14 cm × 10 cm であるのに対し、被告商品 1 は、丸型の図案が直径約 7 cm の楕円形であり、箱型の図案が 9 cm × 6 cm 又は 4 cm × 8 cm である。また、三角形、六角形及びハート型の図柄の大きさも、被告商品に用いられているものは、原告商品に用いられているものの 2 分の 1 ないし 3 分の 1 程度である。
  - c 原告商品は、直径約 9 cm のスマイリーマークの図柄を、パンツ前面に 7 個程度配置し、パンツ後面に 3 個程度配置しているが、被告商品 1 は、スマイリーマークの図柄を用いていない。
  - d パンツの裾周りは、原告商品が約 45 cm であるのに対し、被告商品 1 は約 38 cm である。また、太ももやふくらはぎの周りの長さ及びヒップも、原告商品の方が被告商品 1 よりも太い。その結果、パンツのシルエットは、原告商品が、全体的にゆったりとして、だぼっとしたものであるのに対し、被告商品 1 は、脚の線に沿った、より引き締まったものとなっている。
  - e 原告商品は、オーバーダイ加工を用い、古着のような風合いを出しているのに対し、被告商品 1 は、そのような加工を用いておらず、図柄の印刷が明瞭でくっきりしている。
  - f 原告商品は、パンツの後面にリベットが付けられていないのに対し、被告商品 1 は、パンツの後面の左右のポケット部分に各 2 個のリベットが付けられている。
  - g ボタン及びリベットの色彩は、原告商品がシルバー系の色であるのに対し、被告商品は蛍光イエローである。
  - h 原告商品に付けられたパッチは、銀色の生地に、赤色の字で、「CO & LU」、「HANDY HIGHEST QUALITY」、「SINCE 1998.」、「LEGITIMATE DENIM」などと記

載されている。これに対し、被告商品1のパッチは、オレンジ色の生地  
に、黄色の字で、「AUTHENTIC ORIGINAL GARMENT」、「ORIGINAL JEANS」などと記載されている。

(イ) 被告商品2について

- a 上記(ア) aないし c 及び f ないし h と同じ。
- b 原告商品は、パンツの裾周りが約45cmであり、太ももやふくらはぎの周りの長さ及びヒップも太く、そのシルエットは、全体的にゆったり、だぼっとしたものである。これに対し、被告商品1のヒップは、原告商品よりも細く、そのシルエットは、より引き締まったものとなっている。
- c 原告商品は、オーバーダイ加工を用いることにより、古着のような風合いを出している。これに対し、被告商品2は、古着のような風合いを出しているものの、オーバーダイ加工を用いたものではない。
- d 原告商品は、丈の長いパンツであるのに対し、被告商品2は、ショートパンツである。

(2) 原告商品の形態と被告商品の形態の実質的同一性の有無

ア 不競法2条1項3号にいう「模倣」とは、他人の商品の形態に依拠してこれと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいい(同条5項)、同条1項3号がいわゆるデッドコピーを禁止することを目的とするものであることから、実質的に同一の形態であるといえるためには、作り出された商品の形態が他人の商品の形態と同一であるか、又は、実質的に同一といえるほどに酷似していることを要するというべきである。

イ これを本件についてみるに、前記(1)認定の事実及び弁論の全趣旨によれば、原告商品の形態において特徴的な点は、総柄のデニムパンツであること、パンツの表面に、米国の交通標識を想起させる円形、三角形、四角形、六角形及びハート型の図柄と、スマイリーマークの図柄(同マークは、雑貨品、衣料品の図柄としてしばしば用いられる、著名なものである。)とが、不規則に隙間なく重なり合って配されていること、上記の交通標識様の図柄の内部には、英語、算用数字又は矢印が表記され、英語等を白くしているものと周囲を白抜きにしているものとを組み合わせていること、商品全体のシルエットが、ゆったりとした、だぼっとしたものであること、オーバーダイ加工を用いることにより、古着のような風合いを出していること、にあり、このうち ないし の点(ただし、の点のうちスマイリーマークの図柄を配しているとの点は除く。)については、被告商品の形態と共通することが認められる。

他方、被告商品に用いられている交通標識の図柄は、原告商品に用いら

れている図柄と同一のものではなく、各図柄の大きさ（面積）も、被告商品に用いられているものは、原告商品に用いられているものの2分の1ないし3分の1程度であり（そのため、被告商品の図柄は、原告商品よりも相当密集しているとの印象を需要者に与える。）、被告商品1の図柄については、原告商品の図柄よりも明瞭でくっきりと印刷されている。また、原告商品は、上記のとおり、パンツの表面に相当の数のスマイリーマークを配することにより需要者に同マークを印象付けている点や、パンツのシルエットが全体的にだぼっとしたものである点、オーバーダイ加工を用いて古着のような風合いを出している点なども特徴とするのに対し、被告商品は、前記(1)イのとおり、パンツの表面にスマイリーマークの図柄を配しておらず、パンツのシルエットは全体的に原告商品よりも引き締まったものであり（なお、被告商品2は、ショートパンツである点でも原告商品の形態と相違する。）、オーバーダイ加工も用いていないものであって、原告商品の上記特徴を有するものではない。

さらに、被告商品は、ボタンやリベットの色彩、後面におけるリベットの配置位置、パッチの色彩等についても、原告商品の形態と相違する。

ウ このように、被告商品は、総柄のデニムパンツの図柄に米国の交通標識様のものを用い、この図柄を不規則に隙間なく重なり合わせて配するという、商品の形態の特徴の一部について、原告商品と共通する点があるものの、スマイリーマークの図柄の有無、パンツのシルエット、オーバーダイ加工の採否という特徴については、共通するものではなく、交通標識様の図柄の大きさや、ボタンやリベットの色彩等についても、原告商品と相違する。そして、これらの相違点が存在することにより、被告商品の形態は、全体として、需要者に対して原告商品とかなり異なる印象を与えるものと認められる。

また、証拠（乙3、4、5の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、総柄のデニムパンツは、原告商品以外にも、ヒステリックグラマーやオゾンコミュニティというブランドによって、原告商品の発売される以前である平成12年ころに販売されていたこと、パンツの表面に、円形、三角形、四角形及び六角形の交通標識様の図柄を不規則に隙間なく重なり合わせて配するというデザインも、原告商品の製造、販売に先立ち、ジェレミースコットというブランドによって、世界的に著名なコレクションの一つである2008年春夏のパリコレクションにおいて発表され（ただし、同ブランドの交通標識様の図柄は、原告商品よりもカラフルなものである。）、日本にも紹介されていたこと、が認められるものであり、原告商品の特徴とされる総柄のデニムパンツであるという点や、米国の交通標識

を想起させる図柄をパンツの表面に不規則に隙間なく重なり合って配するというデザイン自体は、いずれも、先行商品にもみられるものであって、原告商品独自のものではないと認められる。

上記の事情等を総合的に考慮すると、原告商品の形態と被告商品の形態とは、これらが実質的に同一といえるほどに酷似していると認めることはできないというべきである。

エ したがって、被告商品の形態が原告商品の形態と実質的に同一であるということはない。

2 よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1 . デニムのパンツというものに関心のない筆者にとっては、着用したことはないばかりか、あまり見たことはないところ、本件の判決文に添付されている現物の写真を見ると、ブルーカラーの生地には白抜きで展開している各種図形や記号などから成る模様集団にあっては、原告のそれも被告のそれも同じように見えてしまう。

しかし、これらの模様をよく見ると、米国における交通標識的な図形でもそれぞれに表現されている具体的な図形や記号などは、原被告間には一つとして同じものはないようであるから、アイデア的に共通なのは、それがデニムだからなのだろう。

そこで、「デニム」なる言葉について調査すると、次のような解説がある。「denim。綾織りまたは縹子織りにした先染めの厚地綿織物。作業服・遊び着などに用いられる。〔初めフランスのニームでつくられた〕（大辞林 1657頁）」

2 . 本件において争点は3つあったが、問題は争点1である。

法2条1項3号は、不正競争行為の一類型として「他人の商品の形態」を「模倣する」ことを禁止しているところ、模倣するとは、「他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう」と規定する（法2条5項）。

そこで、裁判所は、まず被告商品の形態は、原告商品の形態と実質的に同一か否かについての事実認定から入り、両者の共通点と相違点とを検討し、抽象的には共通点はあるとしても、具体的には各点において相違すると認定した。即ち、被告商品も、総柄のデニムパンツの図柄に米国の交通標識様のものを用い、この図柄を不規則に隙間なく重なり合わせて配する点では、商品の形態の特徴の一部について原告商品と共通していても「スマイリーマークの図柄の有

無、パンツのシルエット、オーバーダイ加工の採否という特徴については共通するものではなく、そして、これらの相違点が存在することにより、被告商品の形態は、全体として需要者に対して原告商品とかなり異なる印象を与えるもの」と認定した。

ただここに判決は、「印象」という感覚（感性）的判断をしているが、これは不競法2条4項にいう「商品の形態」は、「需要者が知覚によって認識することができる」ものをいうと定義し、知覚（理性）的判断を導入していることと矛盾することとならないか。

ちなみに、意匠法は「意匠」を定義して、「物品の視覚を通じて美感を起こさせるものをいう」と規定し、感覚的判断を導入するが、知覚的判断は導入していないように見える。

すると、不競法にいう「商品の形態」は意匠法にいう「意匠（物品の形態）」とは本質的に違うものと理解すべきことになるのか。

それとも、判決は、このような用語の意味を考慮することなく、「違う感じ」というような軽い気持ちで「異なる印象」と判断したのだろうか。

いずれにせよ、今後、この問題について、裁判所の総合的な見解を明確に知りたいところである。

3. 筆者が注目したのは、裁判所が事実認定の結果、被告提出の証拠の中には、総柄のデニムパンツとして原告商品以外にそれ以前の平成12年頃に販売されたヒステリックグラマーやオゾンコミュニティというブランドの商品があること、原告商品の形態のようなデザインは、ジェレミースコットというブランドによって、世界的に著名なコレクションの一つである2008年春夏のパリコレに発表され、わが国にも紹介されていたこと、米国の交通標識想起の図柄を不規則に隙間なく配するデザインは先行商品にも見られること等を採用し、総柄のデニムパンツは原告独自の商品でないと認定したことである。

ということは、意匠権侵害事件ではなく不競法違反事件にあっても、新規性の有無が証拠採用される事案があることである。不競法の立法理由はもっと別のところにあったはずであるが、争いになるとこの問題が出てくるから、不競法2条1項3号事件では、創作系の事案も多いということである。

すると、仮に被告の商品形態が原告のそれと実質的に同一といえるほどに模倣したものであるとしても、被告が原告商品の販売前に公知公用であった旨の証拠を提出すれば、登録意匠の全部公知による登録無効論（意41条，特104条の3参照）と同じ議論が、不競法違反事件でも通用することになる。

〔牛木 理一〕

(別紙)

## 被 告 商 品 目 録

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 商 品 名   | 3 / 2 0 ロゴヌキ B F デニム  |
|   | 販 売 者   | 被告  |
|   | 商品形態の特徴 | 交通標識を想起させる図柄が、抜染により、外面全体に不規則に隙間なく重なり合っ<br>て配された青いデニムパンツ     |
| 2 | 商 品 名   | ロゴソウゾメ S P  |
|   | 販 売 者   | 被告  |
|   | 商品形態の特徴 | 交通標識を想起させる図柄が、抜染により、外面全体に不規則に隙間なく重なり合っ<br>て配された青いデニムショートパンツ |

以 上



原告商品・被告商品形態表 (別紙)

原告商品 (前身)



原告商品 (前身・拡大)



原告商品 (後身)



原告商品 (後身・拡大)



被告商品 1 (前身)



被告商品 1 (前身・拡大)



被告商品 1 (後身)



被告商品 1 (後身・拡大)



被告商品 2 (前身)



被告商品 2 (後身)

